

# 内里・上奈良地区地区計画

当初 令和4年 7月 1日 八幡市告示第 57号  
令和6年12月24日 八幡市告示第115号

名称		内里・上奈良地区地区計画		
位置		京都府八幡市内里日向堂及び上奈良長池の各一部		
面積		約 2.7 ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、第二京阪道路八幡東インターチェンジの約 500m圏内に位置し、都市計画道路八幡田辺線に近接する交通の利便に優れた地区である。</p> <p>また、本市の都市計画の基本的な方針を示す「八幡市都市計画マスタープラン」において、新名神高速道路の全線開通のインパクトを活かした産業の振興を図る「産業振興ゾーン」に位置付けられている。</p> <p>そこで、地区計画を定めることにより、優れた交通条件を活かした魅力ある市街地の形成を誘導するとともに、周辺市街地との調和を図り良好な市街地の環境を保全することを目標とする。</p>		
	土地利用の方針	<p>高速道路及び都市計画道路等に近接する優れた交通条件を活かし、周辺地域の環境に配慮しつつ工場を主体とした土地利用を図るものとする。</p>		
	建築物等の整備方針	<p>土地利用の方針に沿った地区形成を図るため、建築物等の用途、敷地面積の最低限度、建築物の高さ、壁面の位置、建築物の形態または意匠及びかきまたはさく等の構造についての制限を定める。</p>		
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>地区周辺と調和のとれた緑豊かな環境の確保と維持を図るため、敷地内に植栽や緩衝緑地を整備するなど積極的な緑化を図る。</p>		
地区整備計画	地区整備計画を定める区域	計画図表示のとおり		
	地区整備計画区域の面積	約 2.2ha		
	地区の区分	区分の名称	A 地区	B 地区
		区分の面積	約 1.7ha	約 0.5ha
	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>ただし、建築可能な建築物に附属するものは除く。</p> <p>(1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの。</p> <p>(2) カラオケボックスその他これに類するもの。</p> <p>(3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの。</p> <p>(4) 公衆浴場。</p> <p>(5) 診療所。</p> <p>(6) 保育所、幼保連携型認定こども園。</p> <p>(7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの。</p> <p>(8) 自動車教習所。</p> <p>(9) 畜舎。</p> <p>(10) 建築基準法別表第 2 (る) 項に掲げる事業を営む工場。</p> <p>(11) 建築基準法別表第 2 (る) 項第 2 号に掲げる危険物の貯蔵又は処理施設。</p> <p>(12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する「風俗営業」、同条第 6 項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」及び同条第 9 項に規定する「店舗型電話異性紹介営業」の用に供するもの。</p> <p>(13) 京都府条例「青少年の健全な育成に関する条例」第 23 条第 1 項の規則に定める営業の用に供するもの。</p>	
		建築物の敷地面積の最低限度	<p>1,000 m<sup>2</sup></p> <p>ただし、公益上必要な建築物のための 1,000 m<sup>2</sup>未満の画地については、その全部を一の敷地として使用する場合には適用しない。</p>	
		建築物の高さの最高限度	<p>建築物の高さの最高限度は 20m とする。</p> <p>ただし、許可による特例及び適用除外の事項は別表 1 に掲げるとおりとする。</p>	
壁面の位置の制限		<p>建築物の外壁またはこれに代わる柱（以下「外壁等」という）の面から、道路境界線（道路の隅切部分を除く。）までの距離及び隣地境界線までの距離は、最低限度を 5m とする。</p>	<p>建築物の外壁またはこれに代わる柱（以下「外壁等」という）の面から、道路境界線（道路の隅切部分を除く。）までの距離及び隣地境界線までの距離は、最低限度を 2m とする。</p>	

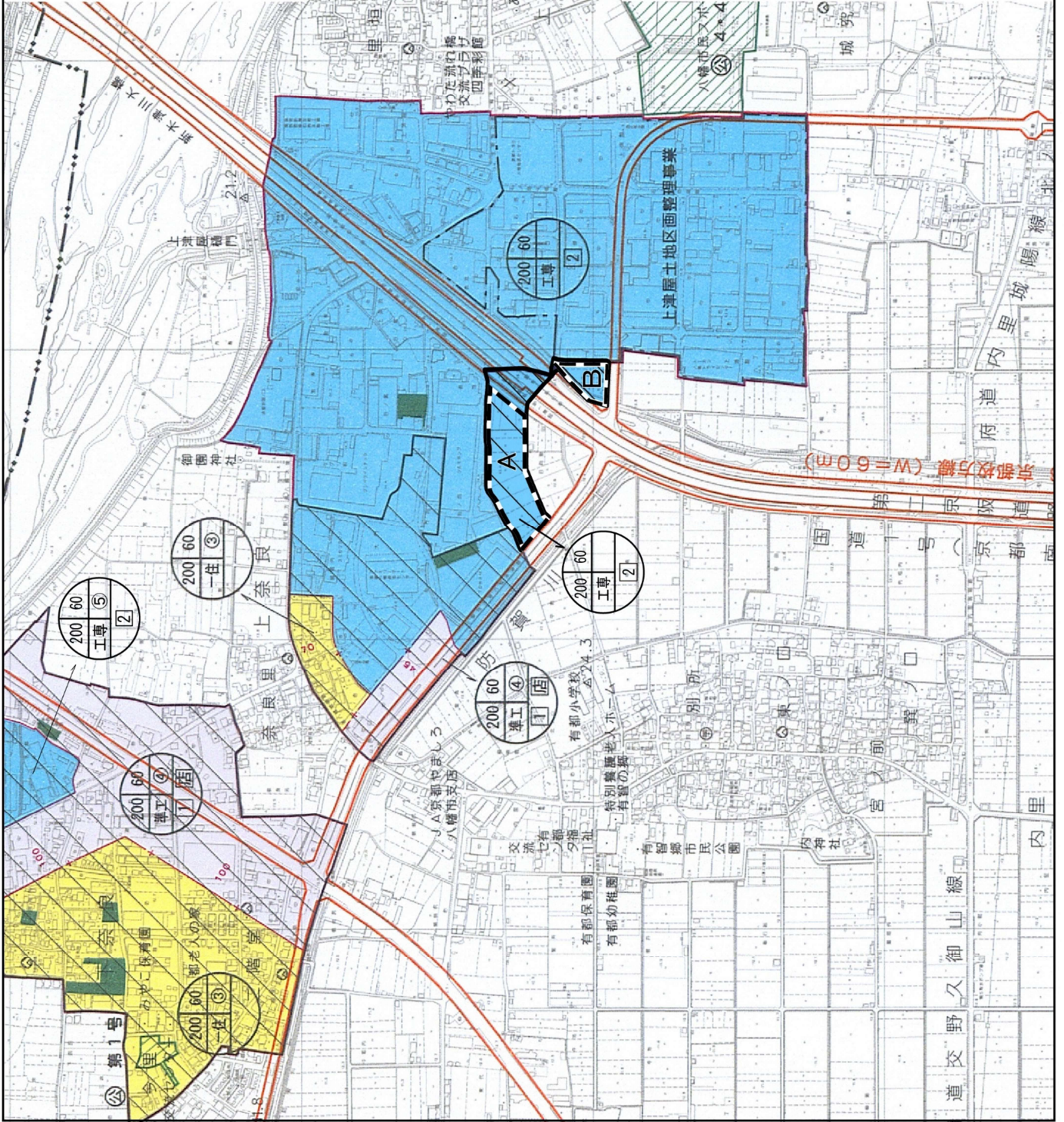
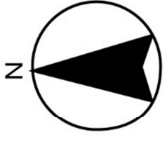
		<p>ただし、電柱又はゴミ置場の設置により道路境界線が一辺の直線あるいは一弧の曲線とならない場合においては、電柱又はゴミ置場設置位置を除いて見通される一辺の直線あるいは一弧の曲線を道路境界線とみなし、この規定を適用する。</p> <p>また、上記の規定は、次の各号の1に該当する建築物については適用しない。</p> <p>(1) 上記に規定する境界線からの距離の最低限度に満たない部分の建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下である建築物。</p> <p>(2) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下の附属建築物。</p> <p>(3) 電気事業、水道事業、ガス事業その他これらに類する公益上必要な事業の用に供する建築物。</p>
	建築物等の形態 または意匠の制限	建築物及び広告物、看板の形態、意匠については、すぐれた都市景観の形成と周辺環境との調和に寄与するものとする。
	かきまたはさくの 構造の制限	<p>道路に面する敷地の部分にかきまたはさく、塀等を設置する場合は、宅地地盤面からの高さを1.6m以下としなければならない。</p> <p>ただし、かきまたはさく、塀等が敷地境界線から道路側に沿って幅60cm以上後退して設置され、美観と緑化に配置されている場合及び生垣を設置する場合はこの限りではない。</p>

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

別表1

1	制限の緩和措置	<p>(1) 北側の前面道路の反対側に公共水面、線路敷その他これらに類するものがある場合、又は建築物の敷地が北側で公共水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該公共水面、線路敷その他これらに類するものに接する隣地境界線は当該公共水面、線路敷その他これらに類するものの幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。</p> <p>(2) 建築物の敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合には当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。）の地盤面より1m以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は当該高低差から1mを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。</p>
2	許可による特例及び適用除外	<p>右の各号の1に該当する建築物は、この制限によらないことができる。</p> <p>(1) 1団地の住宅施設（都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第11条第1項第8号に規定する1団地の住宅施設をいう。）内の建築物。</p> <p>(2) 市街地再開発事業（法第12条第1項第4号に規定する市街地再開発事業をいう。）の施行区域内の建築物</p> <p>(3) 新住宅市街地開発事業（法第12条第1項第2号に規定する新住宅市街地開発事業をいう。）の施行区域内の建築物</p> <p>(4) 次の各項の1に該当する場合で、市長が八幡市都市計画審議会の同意を得て許可した建築物</p> <p>イ. 公共の目的を持つ建築物</p> <p>ロ. 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条に定める敷地内の空地及び敷地面積の規模を有する敷地に建築される建築物並びに同法第86条に定める総合的設計による1団地の建築物で、同法施行令第136条に定める敷地内の空地及び敷地面積の規模にかかる基準に適合しているもので、周囲の状況により環境上支障がないと認められるもの。</p>

# 内里・上奈良地区地区計画 計画図



## 凡 例

用途地域等	建ぺい率 %	容積率 %
第一種住居地域	60	200
準工業地域	60	200
工業専用地域	60	200
地区計画区域		
地区整備計画区域及び細区分区域		

容積率	建ぺい率
200 60	200 60
1低	1低
1高	1高
1特	1特

用途地域 高度地区  
特別用途地区 (特別工業地区)  
特定大規模小売店舗限地区